

（番号灯）

第36条 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、保安基準第36条の規定並びに細目告示第49条、第127条及び第205条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の後面には、夜間後方20メートルの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。但し、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。
 - 二 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車	第1号

- 3 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3. 23. の規定は、適用しない。
- 4 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3. 7. 1.、3. 22. 及び3. 23. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3. 7. 1.、3. 22. 及び3. 23. の規定に適合するものであればよい。
- 5 保安基準第36条第3項及び細目告示第49条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 6 保安基準第36条第3項及び細目告示第49条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 7 保安基準第36条第3項及び細目告示第49条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装

置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

- 8 令和2年9月14日以前に製作された自動車については、細目告示第49条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第49条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 9 保安基準第36条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第49条第1項、第127条第1項、第205条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第49条第1項、第127条第1項、第205条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第19改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第4号補足第19改訂版」とあるのは「協定規則第4号改訂版」と、「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。
- 10 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第49条第2項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第49条第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 11 次に掲げる自動車については、細目告示第49条第1項、第127条第1項、第205条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第49条第1項、第127条第1項、第205条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と番号灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 12 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第49条第2項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和10年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と番号灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの